

お問い合わせ先

和歌山市役所 (こども家庭課) ☎073-435-1219	有田川町役場 (やすらぎ福祉課) ☎0737-22-4501
海南市役所 (子育て推進課) ☎073-483-8430	美浜町役場 (住民課) ☎0738-23-4904
岩出市役所 (子ども家庭課) ☎0736-67-6324	日高町役場 (子育て福祉健康課) ☎0738-63-3801
紀の川市役所 (こども課) ☎0736-77-0863	由良町役場 (住民福祉課) ☎0738-65-0201
橋本市役所 (こども課) ☎0736-33-6102	印南町役場 (住民福祉課) ☎0738-42-1738
有田市役所 (こども課) ☎0737-22-3658	日高川町役場 (住民課) ☎0738-22-1701
御坊市役所 (社会福祉課) ☎0738-52-5033	みなべ町役場 (子育て推進課) ☎0739-33-7550
田辺市役所 (市民課) ☎0739-26-9925	白浜町役場 (住民保健課) ☎0739-43-6585
新宮市役所 (子育て推進課) ☎0735-23-3344	上富田町役場 (福祉課) ☎0739-34-2373
紀美野町役場 (子育て推進課) ☎073-489-9966	すさみ町役場 (住民生活課) ☎0739-55-4804
かつらぎ町役場 (住民福祉課) ☎0736-22-0300 (代表)	串本町役場 (こども未来課) ☎0735-67-7027
九度山町役場 (福祉課) ☎0736-54-2019 (代表)	那智勝浦町役場 (こども未来課) ☎0735-52-2946
高野町役場 (介護福祉課) ☎0736-56-3000 (代表)	太地町役場 (住民福祉課) ☎0735-59-2335 (代表)
湯浅町役場 (健康推進課) ☎0737-65-3008	古座川町役場 (住民生活課) ☎0735-67-7900
広川町役場 (教育委員会) ☎0737-23-7795	北山村役場 (住民福祉課) ☎0735-49-2331

(令和6年4月1日時点)

発行：和歌山県共生社会推進部多様な生き方支援課
☎073-441-2493 (児童扶養手当担当係)

児童扶養手当を受けている方へ

－各種届出のお願い－

お知らせ

児童扶養手当を受けている方には、いろいろな届出の義務がありますので、事由が生じたときには、速やかに市町村の窓口に届け出てください。

【現況届】

現況届は、毎年8月1日から8月31日までの間に、お住まいの市町村窓口に提出しなければなりません。手当が全部停止になっている方も提出が必要です。

※現況届が未提出の場合は、手当が支給されなくなります。なお、2年間この届が提出されなければ、時効によって手当を受ける資格がなくなります。

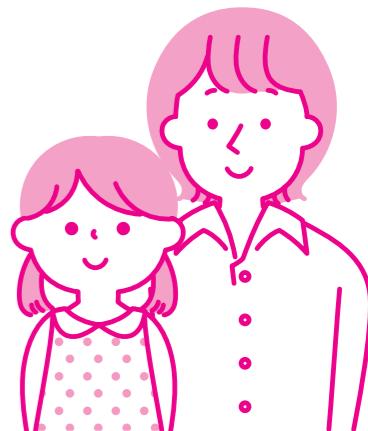
【一部支給停止適用除外事由届出書】

手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する方で、下記事由に該当する場合は届出が必要です。届出がない場合、支給される手当額が2分の1になります。

なお、手当が全部停止の方は届出不要ですが、所得状況の変化等により、手当が支給されるようになった場合は、速やかに届け出てください。

一部支給停止適用除外事由

- ①あなたが就業している
- ②あなたが求職活動等の自立を図るための活動をしている
- ③あなたに身体上または精神上の障害がある
- ④あなたが負傷、疾病等により、就業することが困難である
- ⑤あなたが監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護等の状態にあり、介護のため就業することが困難である



児童扶養手当を受けている方には、いろいろな届出の義務がありますので事由が生じたときには、すみやかに市町村の窓口に届け出てください。

資格喪失届

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すぐにお住まいの市町村窓口へ届け出てください。

○手当を受けていた父（母）が婚姻したとき

内縁関係や独身の異性と一緒に住むのも婚姻したのと同じです。同居していないなくても、定期的な訪問があり生活費の補助を受けている場合は、婚姻と同様とみなします。

○対象児童を監護、養育しなくなったとき

子どもが児童福祉施設に入所したとき、子どもを里親にあずけたとき、子どもが結婚したときなど。

○遺棄していた児童の父（母）が帰ってきたとき

子どもの安否を気遣う電話、手紙などの連絡があった場合などを含みます。

○児童が父（母）と生計を同じくするようになったとき

拘禁されていた父（母）が帰ってきた場合などを含みます。

氏名変更届・住所変更届

氏名や住所を変更したときは、お住まいの市町村窓口に届け出てください。

また、両親や兄弟姉妹と一緒に住んでいる場合には、住民票で世帯が別になっていても、必ず届出が必要です。

公的年金給付等受給状況届

遺族年金・障害年金・老齢年金などの公的年金や遺族補償を受けることができるようになったとき、子どもが年金の加算対象になったときなどは届出が必要です。

受給している公的年金や子どもの加算額が変更になったときも届け出てください。

その他の届

以下のようなときも、お住まいの市町村窓口に届け出てください。

- ・振込口座を変更したとき
- ・受給者や子どもが亡くなったとき
- ・国内に住所がなくなったとき
- ・両親や兄弟姉妹と同居または別居したとき、所得更正をしたときなど

額改定届・請求書

例えば、子どもが離婚した父（母）に引き取られた場合や子どもが児童福祉施設に入所した場合のように、監護・養育することの数に増減があったときは、すぐにお住まいの市町村窓口に届け出てください。

を注意

「資格喪失届」や「公的年金給付等受給状況届」などの届出が遅れると、その期間の手当を返していただくことがあります。
また、支払いが遅れる場合もありますので、速やかにお住まいの市町村窓口に届け出てください。

